

「小中学校管理規則」の一部改正について

■ 概要

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成29年4月1日施行）により、「共同学校事務室」が制度化されたことから、共同学校事務室を設置する旨を規則で定めます。

→ 第38条第1項から第3項

(2) 学校教育法施行令の一部改正（平成29年9月13日施行）により、「キッズウィーク」に関する規定の整備がされたことから、引用箇所を項まで特定する形に改めます。

→ 第3条第1項

■ 施行日

平成30年4月1日

■ 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

「小中学校管理規則」新旧対照表

改正後	改正前
<p>(休業日、休業日の変更及び臨時休業)</p> <p>第3条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条第1項に規定する学校の休業日は、次のとおりとする。ただし、長久手市教育委員会(以下「教育委員会」という。)又は校長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(事務職員)</p> <p>第24条 学校に事務職員を置く。事務職員は、別表第1の事務をつかさどる。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>2 前項に規定する事務職員の職とその職務は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <p>_____なお、この条において「上司」とは校長及び次の表の職より上位の者をいう。</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>3 別表第2に規定する、愛知県教育委員会事務処理特例条例(平成12</p>	<p>(休業日、休業日の変更及び臨時休業)</p> <p>第3条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条_____に規定する学校の休業日は、次のとおりとする。ただし、長久手市教育委員会(以下「教育委員会」という。)又は校長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(事務職員)</p> <p>第24条 学校に事務職員を置く。_____</p> <p>_____</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>2 前項に規定する事務職員の職とその職務は、次の表に掲げるとおりとし、その職の中から必要な職を学校に置くものとする。なお、この条において「上司」とは校長及び次の表の職より上位の者をいう。</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>3 別表第2に規定する、愛知県教育委員会事務処理特例条例(平成12</p>

年愛知県条例第18号)により長久手市が処理する事務は、総括事務長を置く学校にあつては総括事務長に、事務長を置く学校にあつては事務長に、総括事務長又は事務長を置かない学校にあつては校長に専決させることができる。

(省令事務長及び事務主任)

第25条 前条の規定にかかわらず、学校に学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第46条に規定する事務長(以下「省令事務長」という。)及び事務主任(以下「省令事務主任」という。)を置く。

2 前条第2項の職名にある者のうち、総括事務長及び事務長の職にある者を省令事務長に、主査及び主任の職にある者を省令事務主任とする。

3 省令事務長は、校長を補佐し、
事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。

4 省令事務主任は、上司の命を受け、事務の連絡調整及び指導、助言に当たる。

第38条 教育委員会は、学校における事務処理体制の整備及び効率化並びに学校運営に関する支援を行

年愛知県条例第18号)により長久手市が処理する事務は、総括事務長を置く学校にあつては総括事務長に、事務長を置く学校にあつては事務長に、総括事務長又は事務長を置かない学校にあつては校長に委任する。

(省令事務長及び事務主任)

第25条 前条の規定にかかわらず、学校に学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第46条に規定する事務長(以下「省令事務長」という。)及び事務主任を置くことができる。

2 省令事務長及び事務主任は、事務職員の中から教育委員会が命ずる。

3 省令事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。

4 事務主任 は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

第38条 教育委員会は、学校における事務処理体制の整備及び効率化並びに学校運営に関する支援を行

うため、複数の学校で構成する学校事務組織を設置し、学校事務組織のいずれかの学校に共同学校事務室を置くことができる。

2 学校事務組織の構成校については、別表第3のとおりとし、共同学校事務室を置く学校及び運営、業務等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

3 共同学校事務室において処理できる業務は、次のとおりとする。

(1) 第24条別表第1に掲げる事務

(2) 教育委員会から依頼を受けた事務

(3) 学校事務組織の各校長から依頼を受けた事務

(4) その他共同実施を行うことが効果的な処理に資するものとして認められる事務

別表第3(第38条関係)

【別記3 参照】

うため、学校事務組織を設置する。

2 学校事務組織の組織、運営、業務等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

【別記3 参照】

【別記1】

改正前

職名	職務
総括事務長	上司の命を受け、別表第1の事務を総括処理する。
事務長	上司の命を受け、別表第1の事務を処理する。
主査	上司の命を受け、別表第1の事務を整理する。
主任	上司の命を受け、別表第1の事務をつかさどる。
主事	上司の命を受け、別表第1の事務に従事する。

【別記2】

改正後

職名	職務
総括事務長	校長を補佐し、事務を掌理する。
事務長	校長を補佐し、上司の命を受け、事務を処理する。
主査	上司の命を受け、事務を処理する。
主任	上司の命を受け、事務を整理する。
主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。

【別記3】

改正後

学校事務組織の名称	学校事務組織を構成する学校
北ブロック	長久手小学校、西小学校、東小学校、 北小学校、長久手中学校、北中学校
南ブロック	南小学校、市が洞小学校、南中学校

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。